

C.C.Report

遺品整理では、遺品等の不法投棄や貴重品の無断持ち出し、不適切な価格での買い取りなど、トラブルが多くみられます。「遺品整理士」の養成を通して、高齢者やその家族が安心して最期のときを迎えられる社会をめざして活動を続ける遺品整理士認定協会の木村榮治理事長に、遺品整理が必要とされている現状と訪問看護・介護とのかかわりについて述べていただきます。

高齢者と家族に安心をもたらす 遺品整理士

木村 榮治
Kimura Eiji

一般社団法人 遺品整理士認定協会 理事長
一般社団法人 エイトサポート総合研究所 理事長



遺品整理が必要とされる背景

近年、高齢化・核家族化の進行に加え、生涯未婚率の高まりや家族・地域の絆の希薄化などによって孤立死のリスクが高まり、遺品整理の需要は急激に増加しています。

高齢化の進行は著しく、2035年には、3人に1人が65歳以上の高齢者になると言われています。これは、遺品整理の担い手である家族も高齢化していることを示しており、遺品整理の需要が今後ますます高まる大きな要因であると感じています。

遺品整理士が必要とされる理由

次に、遺品整理士認定協会（以下：

当協会）が育成・養成を行っている「遺品整理士」^{62ページ}（囲み）がなぜ必要とされるのかについて述べます。

家族を亡くされたことによる悲しみには、はかりしれないものがあり、普段であれば的確な対応ができるのに、判断力を欠いた対応をしてしまう遺族が多くいます。

そうした中で、遺品を不当に買い取ったり、通帳等の貴重品を持ち出したり、遺品や故人が飼われていたペット等を不法投棄したりといった、悪質な行為をする業者の存在を耳にします。遺品整理士はこうした悪徳業者から遺族を守る者として、そして安心して遺品整理を依頼できる存在として必要とされています。

現在では資格認定者が5,500人（2013年10月現在）となり、認知度も高まったことで、遺品整理士の在籍を遺品整理業者選定の指標にしていただけになりました。

ところで、不要な遺品を運んだり処分するために一般廃棄物収集運搬業の許可が必要であることをご存じでしょうか。遺品の不法投棄の問題は、この許可が得にくいことが原因の1つです。しかし、2013年から、遺品整理士の在籍と当協会の推薦状をもって、遺品整理業務に限定した一般廃棄物収集運搬業の特別許可を行う自治体が出てきました。

これは、遺品整理士の存在意義が行政からも認められ、不法投棄防止